

売買数量に関する現行民法の規定について(メモ)

令 2.9.10

高木 賢

1 売買において、目的物の数量は、種類及び品質とともに、引渡し時に満たされていなければならない重要な要素の一つであることにかんがみ、民法においては、売買の目的物の数量不足の場合について、次のような規定がおかれている。

○第 562 条 1 項(買主の追完請求権)

「引き渡された目的物が種類、品質、又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売り主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。・・・」

○第 563 条(買主の代金減額請求権)

○第 564 条(買主の損害賠償及び解除権の行使)

なお、現行の規定は、平成 29 年の改正により設けられたものであり、そこに至るまでに規定ぶりについて若干の変遷があるが、「引渡しの際に契約所定の数量を満たしていることが必要」という基本原則は従来から変わらない。

2 目的物の「数量」が満たされていなければならないのは、「引渡し時」である。

したがって、売主が売買の目的物を発出した時から買主への引渡しの時までの流通過程において、何らかの理由で減量する可能性があるときは、引渡し時において必要な数量が確保されているよう、発出時に流通過程で減量が予測される分につき増量しておくことには、取引の安定や後日の紛争予防を期する上で合理性があり、民法の規定と整合性があると認められる。

また、その物品の売買が広範囲にわたって多数の者によって行われる場合には、取引の安定の観点からみて、個々の取引における個別的取扱いに任せず、その物品にかかわる業界のルール(暗黙のものを含む)としてその量又は割合を定式化しておくことについても合理性があると認められる。

ただし、その減量の予測としていかなる量又は割合が適切かは、慣行を考慮しつつも(慣行の成立にはそれなりの理由があったものと推測される)、現在における当該物品の流通実態、取引当事者の意識等を総合的に考慮して判定していく必要がある。